

南信濃地方における前近代史の研究

青木 孝 寿

一 問題の所在

この論考では、前近代のうち主に近世南信濃地方（以下南信と称する。信濃国のうち南部の諏訪・上伊那・下伊那地方をいう）の未解放部落（以下部落という）の史的研究を主題とする。信濃国の前近代部落史研究は塚田（万羽）正朋氏により全般にわたって精力的に進められ、さらに尾崎行也氏が東信地方を中心に深められてきた²⁾。また、今日各地で同和教育資料を作るための史的研究が広まってきているのも特徴である。

ところでそれらの研究をみると、地域的に研究が遅れているのは中・南信であり、北信・東信にくらべて立ち遅れていることは否めないところである。また、中・南信といった場合、南信はほとんど研究がこれからという状態であることも事実である。南信の部落史研究の遅れは、一つは、部落の存在が、北東中・南信にくらべて南信にはきわめて少ないことが挙げられる。部落が少ないために、矛盾が一見薄いように見える南信には、地元の研究者も外からの研究者も手をつけないうたことである。二つは、すでに差別から解放された、とくに問題はないという部落をめぐる一般的な認識が（事実は異なっているのであるが）、研究を拒否し、手をつけることを遅れさせたのである。三つは、南信地方では、戦前の水平運動および信濃同仁会の運動がみられなかったこと、戦後でも一、二を除いては運動がみられなかったことが（最近は少し変化してきているが）、研究の必要を意識させなかったことである。

このように南信地方についての研究の立ち遅れは、南信地方の部落の存在形態と解放の度合の反映であるといえる。これらを踏まえて私がこ

の小論で取り上げた課題はつぎのようになる。

①前近代の部落史の研究者が、まだ本格的に研究をはじめていないがゆえに、南信地方の部落史を明らかにすること自体必要である。そのため基礎的研究から始めなければならない。

②長野県の部落史をトータルに把握するために、南信地方を欠落させることはできない。これは近世において信濃国というものが、総合的に存在したとすることは無理があるので、長野県の部落史をトータルに把握するという意味は、地域部落史の特殊性と一般性を統一的にとらえるということといつてよい。長野県をそのように統一してとらえることと、さらに東日本の部落史の特性をもうかがう参考にすることができると考えられる。

③つぎに近世南信地方には独自の問題点が存在する。その一つは、部落の分布が少ないのはどうしてかという問題である。二つは、部落（えた部落）の少ないことが何によってカバーされているか、そこに番太の問題が出てくる。南信における番太の存在は重要である。ことに諏訪郡では、近世に部落が城下だけに存在し、他村には存在しなかったために、伊那郡とはまたやや違った番太の意味があったのであろう。これらの問題について現在明確に断定することはできないが、それに迫るための実証的研究をめざしたい。

なお、今日の南信地方における部落問題のあり方が、近代の南信地方の部落史、さらに近代史全体とどう関係するか、とくに当地方の活発な社会運動の歴史とどう関係するか、大きな問題である。がこの小論ではそれを今後の課題として残すことにしたい。

二 部落の分布と問題点

戦前一九三五年（昭和一〇）中央融和事業協会が調査した「全国部落調査」によって長野県の部落の分布をみると（長野県分は一九三三年調査結果）、表1のようになる。地区数・世帯数・人口数ともに、北・東・中・南信の順に少なくなり、絶対数では北信・東信が多く、中信が世帯・人口とも東信の半分以下で大中に減り、さらに南信は世帯・人口とも中信の半分以下と少ない。つぎに、人口について地域の人口との割合でみると、表1・2のように、東信が第一位で二・四％、ついで北信一・八％、中信は北信の二分の一強で一・〇％、さらに南信は中信の二分の一、北信の四分の一の比率、〇、四％となっている。人口の比率で見ると南信は、東信の五分の一、北信の四分の一、中信の二分の一という割合で少ない。

表1 地域別の地区・世帯・人口数

地域別	地区数	世帯数		人口		地域人口に対する割合
		世帯数	一地区平均	人口	人口	
北信	157	1,552	9.8	8,670		1.8%
東信	86	1,420	16.5	7,906		2.4
中信	54	670	12.4	3,869		1.0
南信	36	324	9.0	1,795		0.4
計	333	3,956 (3,966)	(11.9)	24,086 (22,240)		(1.3)

注 1933年調査。地域人口に対する割合の地域人口は1935年国勢調査による。()内は「藩制一覧」を訂正した数

表2 南信地方の地区・世帯・人口数

郡別	地区数	世帯数		人口		地域人口に対する割合
		世帯数	一地区平均	人口	人口	
諏訪	3(1)	44	14.7	285		0.1
上伊那	11(10)	158	14.4	987		0.6
下伊那	22(14)	122	5.5	623		0.3
計	36(25)	324	9.0	1,795		0.4

注 1933年調査。()内は4世帯以上の地区数。地域人口は1935年国勢調査による。

南信濃地方における前近代部落史の研究

表3 藩別 穢多・非人の戸口

地域	藩名	穢多		非人		計	
		戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
北信	飯山	56 (0.8)	444 (1.4)	3	27	59 (0.8)	471 (1.5)
	須坂	43 (2.8)	239 (2.1)	7	44	50 (3.8)	283 (2.5)
	松代	—	1,853 (1.3)	—	172	307 (1.0)	2,025 (1.4)
東信	上田	108 (0.9)	894 (1.4)	3	13	111 (1.0)	907 (1.5)
	小諸	122 (1.8)	573 (1.8)	8	42	130 (1.9)	615 (1.9)
	岩村田	65 (2.6)	306 (2.9)	3	15	68 (2.7)	321 (3.0)
中信	竜岡	—	—	—	—	—	—
	松本	27 (0.1)	140 (0.1)	10	412	37 (0.2)	552 (0.5)
南信	高島	—	—	—	—	36 (0.3)	212 (0.4)
	高遠	23 (0.2)	244 (0.5)	13	44	36 (0.4)	288 (0.6)
	飯田	—	—	—	—	109 (1.9)	222 (0.8)
計		444 (0.4)	4,693 (0.8)	47	769	943 (0.8)	5,896 (1.0)

注 「藩制一覧」より作成。()内は当該藩の総数から算出した割合(%)。小数点2位4捨5入。

つぎに明治初年の（明治二年）、旧幕府・旗本領を除いた信州一藩のえた・非人の戸数・人口をみると、表3のようになる。これは「藩制一覧」から作成したものであるが、数字に問題のあるところ（誤差、誤記と思われるもの）があるので、概況を知る程度にとどめなければならぬ。穢多の戸数・人口をその藩の総戸数・人口から算出した割合に比べてみると、やはり松本・高遠など中南信諸藩は、東北信諸藩に比して低いことが理解できる。穢多・非人合計の割合もその傾向にある。これは表1・2と合致する傾向である。

非人についてみると、東北信はほぼ畿多の一割程度であるが、高遠の場合畿多に対して非人は戸数で五六・五%、人口で一八・〇%であり、東北信諸藩よりは非人が少し多い傾向にある。しかし高島藩・飯田藩の非人数が不明なので量的に確定することはできない。それにしても非人が南信では一定の役割をもっていることは推定できよう。南信地方に部落が少なかったことについては、まだ仮説も十分立てられない状況なので、最後の「まとめ」で触れることにする。

いま判明している範囲において南信地方の部落の形態的分類をしてみると、一九三三年の資料にもとづいて、表4のように整理できる（四世帯以上の部落について）。城下町・陣屋・代官所に置かれた部落が全体の四分の一、二四%、交通集落にある部落が最も多く四四%、そのうちでも宿駅が多い。残り三二%は農山村の部落である。伊那郡では城下町

表4 南信地方の部落の形態

形 態	箇 所	割 合	
城下・陣屋・代官所	6	24.0	
交 通 集 落	11	44.0	
宿 駅	{	7	28.0
		4	16.0
農 山 村	8	32.0	
計	25	100.0	

注 4世帯以上の部落の場合

を除いて、部落は主に天竜川沿い（渡し場等）と、それに並行して走る三州街道沿いに多く集中しているのが特色で、伊那郡最南端部の山村および遠山郷をはじめとする東部の山岳地帯には、部落は存在していない。したがって南信では、城下町・陣屋と交通集落を加えると、全体の約七割を占めることになるのである。

三 部落の成立

松本藩を中心とした中信地方のように、皮多部落の成立、皮多頭と皮多の奉公義務関係を示すような史料は、南信地方ではまだ認められない。また、個々の近世初期の部落の成立事情をうかがわせるに足る史料も、まだほとんどないといつてよい。

原則として南信地方の部落もまた、塚田正朋氏が分類しているようにその分布は、(1)城下町・陣屋・代官所等の所在地にある部落、(2)街道沿いの宿場にある部落、(3)近世後半の新設部落、(4)中世に繁栄した寺社の門前、定期市、地方小領主の館と関連した部落などに分けることができる。その中でも南信地方では、前項に述べたように(1)(2)の部落が目立っているようにみられ、(3)もあるが成立が不明のものが多く(4)も若干は認められる。そして伊那郡(上下)では、前述のように高遠城下を除いてほとんど天竜川沿いなしと平行して走る三州街道沿いの宿駅（またはそれに類似の間の宿）村落に多く分布しているのである。また諏訪郡では、高島城下の部落のほかほとんどみられず、高島城下に集中しているのが特色であろう（一、二高島城下から移ったと考えられる事例が今日はみられるが）。

おそらく幕藩時代の初期から存在したであろう高島・高遠城下の部落が、いつごろ成立したものかは不明である。南信地方で比較的初期の史料としては、伊那郡木下村の差出帳二冊の記述がある。二冊のうち、一六八二年（天和二）六月の差出帳（木下板倉領）には、
一穢多老人御座候、屋敷表拾四間・裏へ式拾四間之所、并六間＝七間之畑壹枚除地、田畑持高拾石五斗三升八合八分々御年貢御上納仕候、
中務様御代へ持高田畑共＝諸役御免、其上御扶持方式人扶持宛被下候、御領所＝罷成御年貢地へ御役等仕、御扶持方も被下候、
とあり、一六九九年（元禄十二）七月の指出（幕府領）では、

五 介

一穢多御座候、
是ハ牢番仕候、則屋敷壹反壹畝六歩之所并壹畝拾貳歩之畑、寛永十六卯年六十疋年前脇坂淡路守様御検地之節も御除被遊候、但田畑持高御年貢年々上納仕候、又又脇坂中務様御代へ持高諸役等御赦免被遊、其上御扶持式人扶持被下候、御料＝罷成り御年貢上納仕候、

板倉頼母様御代＝も御料並＝被遊候、右牢守義、御領分中も百姓・水呑・棚借り迄夏麦壹升、秋粟壹升宛くれ来り申候、

とある。差出帳の記載であつて根本史料にもとづくものではないが、この二冊の記述を総合してみると、一六三九年（寛永十六）の脇坂淡路守検地のとき、すでに屋敷と二畝一二歩の畑は除地となつていたといふので、この時期には牢屋が木下村に存在し、牢番が置かれていたことは確かであろう。それ以前のこととは不明で、木下村が小笠原氏の伊那郡北部の領地の中心として郡代が置かれたと思うが、はっきりしない。しかし脇坂氏の伊那郡北部の領地の中心として、郡代が置かれ、天和二年からは木下板倉氏の郡代が居住している。したがつて一六三九年（寛永十六）の脇坂氏以後しか確認はできないが、歴代の郡代の居住地として陣屋が置かれ、そこに不可欠のものとして牢屋が付設され、牢番が置かれることになつたのであろう。その意味で伊那地方では、木下村牢番はかなり古い穢多身分を構成していたと考えられる。

つぎに脇坂淡路守時代には、持高（一〇石五斗余）は年貢を上納し、脇坂中務時代には持高諸役免除の上、二人扶持を与えられている。幕府領御料所になつてから一六七二年（寛文十二）田畑の年貢を納めるようになり、木下板倉領の板倉頼母時代には、幕府領並みに改正している。脇坂中務時代が最も特権を与えられている理由は何に原因しているのか興味のあるところであるが、いまのところ不明である。

木下村牢番についても一つ注目すべき点は、屋敷が一反一畝六歩（一四間×二四間）あり、これはかなりの面積であるから、牢屋敷と牢番の家（宅地）を含めたものであると考えられる。すなわち公用地としての牢屋敷とそれに付属する牢番屋敷は当然除地になる。屋敷には、さらに畑一畝一二歩が付属して、これが除地となつているから、牢番の生活に必要な畑であつたであらうか。そこに加えて牢番は田畑持高一〇石五斗余を所持している。一般農民としても一〇石余という持高は、村落内では中以上の持高であるから、牢番をしながら手作りするといふことはかなり困難であらう。この持高は、牢番がもともと「百姓」として所有していたものか、小笠原氏なり脇坂氏から与えられたものか、これは不明であるが、脇坂検地の際も除地になつていたといふから、前者の可能性が強いと思われる。このような牢番の持高の多い事例は、東北信地

方にもみられない一つの特色と考えられる。

木下村牢番の問題とは別の成立の方法で、江戸時代後期に新設されたとみられる伊那郡片桐村七久保の場合がある。一七二〇年（享保五）の片桐村のうち「片桐町明細帳」によると、「一穢多 家数四軒 四人」とあり、すでに片桐町には四軒の穢多が存在しており、「亀屋記録」によれば一七八八年（天明八）に「穢多・彰三軒」とあるので、江戸後期通じて片桐町には三々四軒の穢多が存在したことがわかる。ところが同じ片桐村の七久保に穢多の新設の問題が出てくるのが、一七三三年（享保十八）十二月のことであつた。七久保では村中相談の上、案右衛門の持地のうち李兵衛林というところを金三分、錢二〇〇文で買い取り穢多彦六に屋敷として預け、そのかわり「村之内へ怪敷者来候ハ、早々彦六方へ申届ケ急度吟味可仕」きことに決めた。金三分二朱錢二〇〇文は村中の高割とし、うち三分錢二〇〇文は地代として案右衛門に渡し、残りの二朱は家作りのため彦六に渡すことにしている。

このように七久保では、村の治安のため穢多彦六を呼び、土地を買い家を建てたと思われる。彦六が片桐村から来たかどこから来たかは不明であるが、このときはじめて七久保に来たとみてよいのではなからうか。なお七久保は三州街道沿いの小村落である。

幕府代官所の置かれた飯島町の場合、牢番の身上書がある。一八一五年（文化十二）三月に飯島町名主から飯島御役所に提出された身上書によると、「飯島町無高谷八身元之儀元来侘素性之者＝而、近来近江國三井寺近松寺配下＝御座候、」とあり、「職分者非人様＝而穢不浄之事共取扱申候」とある。これで見ると、飯島町牢番は無高で、もともと「侘作」であり、近来近江國三井寺近松寺配下になり、職分は非人と同じようなことをやり、穢・不浄という問題を取り扱つていた。いつ置かれたかは不明であるが、かなり新しくなつており、非人系の者を便宜置いたようである。

四 穢多身分の実態

(1) 穢多と番人（番太）との関係

穢多が集团的に町村のはずれに居住し、警察・司法の下役（牢番・太刀取・市中宿駅等の警備）などの公務に従い、しごと・社交・生活・結

婚・祭礼などにきびしい身分統制を受け、非人（番太^{II}番人を含む）身分の上に位置づけられる賤民として存在したのに対して、非人としての番太^{II}番人は、信州においては一^一二カ村または数カ村に一人おかれて穢多身分の下に位置づけられていた。その職務を一八一六年（文化十三）九月の諏訪郡乙事村の「番人召抱候節書留帳」¹²によってみると、村役人が番太に与えた「申渡」の中に、

一 平生村方江物貰・乞喰^{乞食}・非人等入込不申様心付可申候、有乱^{うらん}之者ハ早刻次村へ送り遣可申候、（略）

（中略）

一 風烈之節別而心付、村内見廻り昼夜無由断番可仕、尤平生共昼夜折々見廻可申候、

（中略）

一 葬礼有之家と沙汰無之共承次第参り見舞、其向用事達し可申候、并興台・鹽^{しほ}・手桶^{てづく}・天蓋^{てんがい}持参野送済候ハ、又右之場へ可申候、寝ござ^{ねござ}墓所へ持行可申候、

一 天蓋井がん江釣候者へ取可申候、

このほか、年始・三月三日・五月五日・七月七日・同十四日・九月九日・せいぼ（歳暮）に、村役人に御礼して回ることも義務づけられている。そこで前記の「申渡」をみると、第一に物貰・乞食・非人等が村へ入らぬよう処置すること（治安）、第二は風烈しいとき火事など出ないように村内見回り番をすること、第三は葬礼のとき見舞をすることともに葬送の道具を持って野送りし、終わったなら元の場所へ返すこと、この三カ条が主要な任務であり、内容は治安維持・火の番・葬礼の雑用であったことがわかる。

この番太と穢多とのかわりを前述の乙事村「番人召抱候節書留帳」によってみると、

一 九月十八日瀬沢村・瀬沢新田両村番人参、此間湯之脇へ参候処、当御村＝番人無之間、相応之者有之へ見立遣呉れ候様被仰候間、其方共目＝乗候者有之へ世話仕候様申付、瀬沢村番人兄弟分^{兄弟分}之者御召抱被下候様仕度奉願上候旨申來、（略）

とあり、諏訪郡瀬沢村・瀬沢新田番人が、同郡上諏訪村湯之脇の穢多のところへ行つた際、乙事村に番人がいないので、適当な者を見立ててく

れるようお願い、同番人が自分の兄弟分（兄）を召抱えてほしいと乙事村へ申し来つたというのである。湯之脇の穢多が、領内の村々の番人の動静についてよく知っており、適当な番人を乙事村に推薦することを役目として持っていたことがうかがえる。

乙事村ではこのあと瀬沢村へ人をやって、番人の兄の素行を調べ、さらに村役人が「御用＝而町行之節湯之脇江寄、太右衛門江右之様子咄候処、是又申候ハ、瀬沢村へ当時罷越候者至極実情之者之由御召抱被下候事も宜敷者奉存候」という返事で、湯之脇の穢多に直接右の番人の兄のことを聞き召抱えても宜しいと推薦されたのである。番人の推薦が穢多にもあつたこと、そのことから穢多が番人を支配していたことをうかがうことができる。この結果、瀬沢村番人のところにいた兄が、当冬中召抱えとなつたのである。

さらに、穢多と番人との職務による関係、および身分関係のかかわりを示す史料として一八〇一年（享和元）九月の「御郡御奉行様と被仰出書留帳」（諏訪郡西山田村）¹³がある。高島藩が穢多を回村させるときの宿泊等について「被仰出」には、

一 穢多共時々廻り等申付差遣候節、何ヶ我儘成様子等茂有之哉＝粗相聞候、自然右躰之儀於有之者早速可申出候、泊＝相成候村方ハ米・塩・味噌取、近村番太之方江泊り候筈＝候、近村＝番太無之場所者村方之内名主共差図之処＝泊り候筈＝候、

とあり、高島藩では穢多をときどき回村のため派遣し、その際宿泊所になつた村方は、米・塩・味噌を穢多に取らせるとともに、近村の番太の家に泊らせるようにしている。近村に番太のいない場合は、名主が指定したところに泊らせるように指示したというのである。

このように領内村々警備その他の公務のために穢多が回村するとき、その宿泊は番太方に指定していることよつて、両者の関係が組織作られていることが理解できるとともに、番太は、その管轄村々に異変のおこつた場合には、穢多に連絡する関係を持っていたことを推測させる。

この両者の関係を明確に示すものとして、後述するところの斃牛馬処理をめぐる問題がある。一八五八年（安政五）八月の伊那郡片桐村のうち片桐町および七久保両所の穢多と同郡北駒場村¹⁴穢多とのあいだにおこつた斃牛馬処理権の争いがある。片桐町穢多の訴状¹⁵の中に、

松平撰津守様御領分上新井村・古町村番人銀助与申者へ過分之酒代金ヲ差出し、去巳年と右両村之斃馬拾取候=付、(下略)とあり、北駒場村穢多の訴答状⁽¹⁶⁾の中に、

右両村(筆者注上新井村・古町村)之番人銀助与申者数年來為知来り候=相違無御座候、(中略)右様為知呉候節者誰=不限相応之謝義ハ仕候へ共、多分之酒代金等遣候義へ曾無御座候、(下略)

とあることから、斃牛馬があつた場合、その村を管轄して番に当たる番人(番太)は、その馬を「拾馬」としている穢多に通告して、斃牛馬を拾い取らせており、穢多から番人に酒代金等を謝礼として出していたことがわかるのである。

このほか番太・番人そのものの史料はあるが、この小論は穢多身分の研究小論なので、ここでは割愛する。

(2)穢多且那場と給与物

諏訪高島領の場合、一七二二年(享保七)四月の湯ノ脇村穢多太右衛門から小坂村名主友右衛門に指し出した借金願ひ証文⁽¹⁷⁾に且那場の史実が出てくる。太右衛門は「此度御柱故他国と仲間之者共数多參申候=付新金二分の借用を友右衛門に願ひ出、その返金方法について、「当夏中我等且那場下筋=而集申候表=而元利共=御返上可申上候」と述べ、且那場の存在と、そこで集めた表によって返済すると約束しているのである。なお、諏訪明神の「御柱」の行事に、他国より穢多仲間が多数来るという事実について、注目しておいてよいであろう。穢多が「御柱」とどうかかわつたのか、「御柱」という神事であれば他国から信州へ来ることができたのか、問題を投げかける史料である。

つぎに高島領では、一七九七年(寛政九巳)および一八〇一年(享和元酉)において、各村から穢多に対して取らせる給与物を調査している。この調査は、一七九七年では先能村・中新田村・赤沼村・有賀村等から書上が郡奉行に出され、四年後の一八〇一年(享和元酉)にも同じ調査がおこなわれ、福沢村・豊平村・埴原田村・塩之目村・西山田村等から差し出している。一七九七年(寛政九巳)四月の一例を示すと、

一 札⁽¹⁸⁾

一穢多共江年中為取候品御尋=付左=申上候、

一四拾九軒 家数

内拾三軒 神職人

右之者ハ何=而茂出シ不申候、

式 軒 老人暮シ之者

右同断

残而三拾四軒 百姓

右ハ田=而稻式把宛出シ申候、

其上去ル未ノ年と庭=而夏大根・秋粃

心持次第出し申候、

右之通=御座候、以上、

寛政九丁巳年四月 吉右衛門

藤右衛門

御郡御奉行所様

与右衛門

という赤沼村の場合がある。四九軒のうち神職一三軒と一人暮らしの者二軒は負担をせず、残り三四軒の百姓が田から稲二把ずつ負担し、その上去年天明七末年(一七八七)から、各家の庭先で夏は大根、秋は粃を「心持次第」出すようになったとしている。このように且那場として赤沼村は、各家稲二把ずつを負担し(いわゆる一把稲)、その上に各家の考え方で大根・粃を加えている。しかも生活や職業の実情に応じて負担を免じる場合もある。

中新田村は、一四二軒のうち、山伏・役人・歩き計六軒、一人暮らしの者一二軒、「作少々仕候者」二一軒、計三九軒は負担しない。残一〇一軒(記述誤差あり)のうち大百姓四〇軒は麻七掛、中百姓六一軒は同四掛(夏麻)を負担し、村の家数をこのように三通り(負担しない、麻七掛、同四掛)に分け、さらに大豆一俵を村として年々買いととのえて与えている。それらの品物は穢多が村へ来て集めていくようになっていた。

一八〇一年(享和元)まで福江村⁽¹⁹⁾では、名主・年寄は粃・麦一升宛そのほかの農民は一升の者と五合の者・負担しない者に分けて計粃二斗九升八合・麦二斗九升八合を負担させていたのを、同年からは、他村との振り合いから負担しなかつた者も少し負担するようにして、粃・麦各三斗九升を納めるようにした。このほか麻とそばを組み合わせて出した

ところもある。なお先能村は「古来も一切くれ来不申候」と書き、且
 那場でないことを示している。

五 斃牛馬処理権をめぐる

斃牛馬処理権および皮革の製造・販売などの生産流通機構について、
 長野県における史料とその研究は、これまで非常に少ないので、それら
 の実態については不明の点が多い。その意味から、南信地方で得られた
 史料は貴重なので紹介を兼ねて分析してみたい。

斃牛馬処理の史料は、いずれも幕末のものである。一八五五年（安政
 二）十一月四日の伊那郡野口村の「落革議定記録帳」⁽²³⁾によると、穢多
 小右衛門ほか四名の穢多によつて議定書が作られ、二カ条の規定と付則
 ともいべきものが定められている。その内容は、

定

- 一 出入之場所落革之儀へ、先例之通り銘々自由＝可仕候、
- 一 脇々々入来牛・午・猪・鹿・いわ鹿・戌等迄落革之義へ、家數中軒
 別＝急度割符可致候、
- 右牛馬之儀者、先例之通り本家小右衛門方へはね銭百文相遣し可申
 候、

とあり、右箇条の趣旨をきびしく守ることをお互いに議定している。こ
 れによると、五名の穢多が「出入之場所落革」は、「先例」のとおり「銘
 々自由」に処理するとしている。「出入之場所」は、五名が「拾場」と
 しての権利を持っている地域であつて、議定書表紙に「野口・中坪両村
 控役中」とあることから、野口村だけでなく中坪村も含まれていたのだ
 であろうか。野口・中坪両村役人が承知しているとすれば、「出入之場所」
 は両村にまたがっていたとみてよいであろう。「落革」は、斃牛馬のほ
 かに、死んだ猪・鹿・いわ鹿（狝羊）・犬等およびその皮を指し、先例
 のように自由に処理できることを確認したのである。さらに権利を持つ
 た野口村等二カ村以外の「脇々」より入つて来た牛馬等の落革は、五名
 の穢多が軒別に「割符」することを決めていた。

このように穢多身分内において、「落革」の配分は基本的には平等に
 することを決めていた。そして「出入之場所落革」は先例を確認してい
 るが、「脇々々入来」りの牛馬等は、とくに先例のとおりと記してはい

ないので、新たに軒別に割符するとして平等化をはかったので、新しい
 議定が必要となつたのであろう。ただし「本家小右衛門」の既得権（「先
 例の通り」）として牛馬の処分の場合のみ、小右衛門に「はね銭（刎
 銭）一〇〇文を与えることも議定している。

これらの事実から、野口村において斃牛馬処理をめぐる先例を確認
 するとともに、頭筋としての本家小右衛門に対して、新しい権利を平穢
 多が獲得しつづつたことがうかがえるのである。平穢多の進出、頭筋
 への批判はすでに以前から表面化しており、一八三〇年（文政十三）一
 月の「議定証文」⁽²⁴⁾によると、「我等中間古来よりあひ合の阿弥陀如来
 御堂之儀并悦殿、これまで中間中＝てし（修）くいたし来候処、然ル処小右
 衛門吾人にて自由いたし候＝付、外のもの共とかれこれ申あらそひ＝お
 よび」とあり、野口村穢多仲間が古来より「あひ合」＝共有しながら維
 持修覆して来た阿弥陀堂および祝殿を、小右衛門一人で「自由」にした
 ため他の穢多と争いになったというのである。「自由いたし候＝付」と
 いう内容がやや不明であるが、上の証文のつづきに「然ル上者い（修）わひで
 ん道すじの義ハ式（修）はと相定申候」とあり、さらに「あみだ如来（修）と
 堂の義も是迄の通し（修）ぶく等あひやい＝而、そうだんの上取はからひ可申
 候」とあるから、祝殿道筋幅および阿弥陀堂修覆について、小右衛門の
 自由勝手が問題にされ、今後共同して相談の上決めることになつたので
 ある。この争いは、下寺村・松島村穢多仲間の調停によつて解決をした
 のであつた。これは、小右衛門の先例無視に対する抗議であつたのであ
 る。

つぎに一八五八年（安政五）八月、中伊那郡内において、斃牛馬処理
 権をめぐる穢多身分内に、大きな争論が起る。これは前述のような
 一村内の争いではなくて、村落を越えた争論となつたものである。すな
 わち、大草太郎左衛門代官所伊那郡片桐村のうち片桐町穢多二名、同七
 久保穢多一名計三名が、座光寺右京知行所伊那郡北駒場村穢多三名を相
 手取つて「私欲押領出入」として奉行所へ訴えたものである。これに対
 して北駒場村穢多より長文の訴答書を出している。訴状と訴答書は長文
 なので、それらを引用して事件を述べてみたい。

まず片桐町穢多の主張によると、「斃牛馬皮拾取」は、一七〇四年
 （宝永元年）中伊那郡筋（中部伊那地方の意）村々二六人の穢多が立ち

合って取り決め、片桐町穢多三名の「捨場」は、北は内藤駿河守領分（高遠領）大田切川境、南は座光寺右京知行所境之沢境、天竜川より東は大草村より小沢川境とし、その二六カ村が「藩牛馬皮捨場」となっている。ところが訴訟相手の北駒場村穢多三名は、規定書にも、「捨場」がないと調印されているのに、松平撰津守領分上新井村・古町両村番人（番太非人）銀助に過分の酒代金を与え、去る巳年（安政四）より両村の斃馬を拾い取っているもので、同年十二月にかけあったところ、「新法」によって決まっているのではないが、北駒場村でも古来からのいい伝えによって、上新井村・古町村両村の場合は、「山手」へ捨てた牛馬は片桐村穢多が、「村下天流川原」へ捨てた牛馬は北駒場村で拾い取るようになっていてと主張するので、七カ村役元へこの旨を申立て北駒場村庄屋へかけあい、同庄屋が取調べてくれたが不当な主張をしている。なおこの七月十八日上新井村に斃馬があり、かけあい中、同村番人銀助を北駒場村穢多が頼んで天竜川原へ持ち運ばせ拾い取ったことは確かな証人もいる。右の駒馬村の三名は古来から拾い場がないという規定があるのを私欲押領しては、規定書にも触れ、片桐町穢多の渡世もできにくく、かつは仲間の取締にも難儀するので、規定のとおり守らせ、両村はもちろん他村へもみだりに入り込まないように仰せ聞かせていたきたい、という趣旨のものであった。

この訴状は、片桐町穢多から同片桐村名主谷右衛門・年寄清左衛門を通じて奉行所へ宛てられ、その際片桐七カ村惣代片桐町名主谷右衛門（前掲）・同七久保年寄清左衛門（前掲）から、大草太郎左衛門飯島御役所に対して、奉行所へ添翰を下付されるよう願っている。

これに対し北駒場村穢多三名が訴答書を同村名主を通じて座光寺右京御役所へ提出した。北駒場村穢多の訴答によると、飯島御役所より座光寺右京役所へかけあい、内済にしようとなつたり、七久保村喜兵衛が飯島御役所の内意をうけて北駒場村庄屋へ内済示談の働きかけをしてもらい、それは重々ありがたいけれども、訴訟方の申し分に任せて内済しては、自分たちの渡世のさしつかえになるので、両役所の思し召しを願みず自分たちの考えを申し上げる、として片桐町穢多への反論をつぎのように挙げたのである。

①宝永元年の規定書というものを別府村穢多藤蔵方でみたところ、文章

が正しくなく字も分らないものがあり、年月日なく印判に蛇の目様あるいは黒印あり無印もありで、たしかな調印ともみえない。私ども先代二人の名前の上に「式人者なし」と小書した墨色も異なっているようにみえ、申し立てになつてゐる書付とはみえない。

②右書付に出原村二人、駒場村四人名前があるが、商売の場所のない所になつてゐるのに、これまでさしつかえなく皮商売渡世をしている。

③訴訟方三名の「斃牛馬捨場」は、二六カ村捨場と申し立てているが、木下村穢多五助が二〇カ年以前より、赤須村下平へ住居して最寄村々斃牛馬皮を勝手に拾い取りしているのに、訴訟方の者はこれまで疑義を述べたことがないというし、たとえこれ以後故障をいつても数年來拾ってきたのだから、訴訟方の申し分には任せないと五助は述べている。

④番人銀助に酒代金を出し、巳年から斃牛馬皮拾い取り私欲押領しているといひ、上新井村・古町村へみだりに入り込み拾い取りしないようにいひ、これは新法にはなく、銀助が数年来知らせてくれたのである。上新井村・古町村両村より山手へ捨てた分は片桐町が拾ひ私たちは遠慮してきた。天竜川原へ捨てた分は、私どもに限らず所々の穢多が入り会つて拾ってきた。一四カ年以前上新井村河原の斃馬を番人銀助より知らせてもらひ、早速出かけたところ、訴訟人徳松と母姉三人拾ひ馬しているの、相合に（お互いに共同して）拾ひ取つたこともある。また訴訟人武右衛門は相手作太郎の弟で、五カ年前片桐町へ養子に出した者で、養子に行く前同居中、古町河原に斃馬があると銀助が知らせてくれたので、兄作太郎と同道で皮を拾ひ取つた。知らせてくれた場合は、だれにでも相応の謝礼を出す、多分の酒代金等を遣わすことは、かつてなかつたことである。

⑤明和年間以前は遠方まで出かけ、手広く斃牛馬皮を拾ひ取つたが、故障を申立てる村があるので、私たちの先代が江戸表弾左衛門方へ行き問ひ合わせたところ、皮商売する者のいる村へは遠慮し、皮商売する者のいない村へは拾ひ取つても苦しくないと聞いたと伝えられ、上新井村・古町村に限らず皮商売する者のいない村へ出かけ拾ひ取つてきたので、私欲押領ではない。

⑥当年七月銀助より上新井村斃馬を知らせてもらひ拾ひ取つたが、これ

は山手へ捨てたはずを、銀助に頼み川原へ捨てさせたと訴訟は申し立てるが、頼んだことはない。訴訟方は七カ村を且那場としてもち、その手当米が多くあり、手広く斃馬皮拾い取りをしなくても渡世できるが、私どもは且那場、手当米は全くなく、古来より拾いきたった上新

井村・古町村はか村々へ入ることを阻止されては、渡世もできない。というものである。内済・示談がどのような事実を確定できよう。以上の二つの訴状・訴答書からつぎのような事実を確定できよう。

(1) 斃牛馬・皮(落革)の「拾場」(拾い場)が指定されている。伊那郡片桐村片桐町穢多三名の拾い場は、北は内藤氏(高遠藩主)領分大田切川境(現宮田村)、南は座光寺知行所境之沢境(現松川町)、天竜川東は大草村(現中川村)から小波川境(現中川村)までの二六カ村である。天竜川西に比して天竜川東の地域は距離が短い。問題の上新井村・古町村はこの拾い場に含まれていて最南端にあり境ノ沢境に接しており、訴答者の北駒場村は、境沢川の南に接し、上記三名の拾い場とした地域の外にある。

(2) 安永元年の規定書は存在したとみられるが、その内容の信頼度はこの文書だけでは断定できない。問題の上新井村・古町村(松平撰津守領)の斃牛馬は、訴訟方は片桐村穢多の分と主張し、訴答方は両村の斃牛馬のうち「山手」へ出した分は片桐村穢多、天竜川原へ出した分は北駒場村穢多のものと主張している。

(3) 安永元年の規定書は一応存在したとして、必ずしもこの規定書のおり守られてはいなかったよう例外がいくつもあつたのである。訴答方から挙げた木下村から赤須村へ転居した五助の場合、あるいは訴訟方武右衛門の場合など問題が残ろう。

(4) 明和年間以前は、拾い場を限定せず遠方まででかけていたが、村方より故障がおこり、江戸弾左衛門に問い合わせたところ、皮商売人のいる村へは、はいることを遠慮し、いない村は斃牛馬を拾ってもよろしいということになったという。明和・安永年間が、中伊那地方の斃牛馬処理方法のエポックを作っているようである。

(5) 片桐村穢多は片桐七カ村を且那場とし、手当米を受けているが、北駒場村穢多は且那場を一軒も持たない。

(6) 上新井村銀助は、上新井村と古町村両村の番人であり、斃牛馬の存在

を穢多に通報している。この場合、番人が一定の謝金を取ってその管轄する穢多に報知するのである。穢多と番人の関係をよくもの語っている。

まとめと課題

① 「問題の所在」において取り上げた課題について検討してみると、①の基礎的研究としてこの小論をまとめることの意味は、不十分なが果したといえる。

② の長野県の部落史をトータルにとらえるための、南信地方の部落史の特性を明らかにするという点はまだ緒についたばかりで、比較検討する上で史料不足は否めない。

③ において近世南信地方の独自の問題点とした二つの問題のうち、(イ)部落の分布が少ない理由について明確に実証できない。推測を恐れず概括的に仮説を立てるならば、南信地方においては近世初頭における経済的発展のおくれという問題がありはしないか。それが社会的拮抗をまだそれほど強く生み出していなかったのではないか。御館被官制度という隷農制度が広範に存在したとあいまって、それが穢多身分の存在をそれほど必要としなかったのではないか。城下町が三つ、そのほか陣屋が存在しているが東北信に比しては少ない。これが少ない原因の一つになりはしないか(ただし中信は松本一つであるからそれだけの理由で断定できない)。またもう一つ考えられるのは、皮屋の存在が中世末近世初頭に少なかったのではないか。それらのために穢多身分が少なくなかれらに長吏職を与えていく必要がある、長吏職は数が少なかったこの長吏職に代替するのが非人としての番人であつたであろう。(ロ)南信独自の二番目の問題として、番太の問題がある。穢多の少ないのをカバーするのが番太と考えると、諏訪領では、近世に部落が城下にしかなく、城下の穢多が回村しながらその地域の番太を指揮していく体制が実証できたのである。伊那郡でも番太は重要であるし、相互に補完関係にあつたわけであろう。

④ 南信地方の大正期から昭和にかけての社会運動(青年運動・普選運動・農民運動・社会主義運動など)の盛行は、地域の民主化に大きく貢献した。それによつて差別意識はかなり崩れていったであろう。しかしそれらの社会運動が、意識的な部落解放運動に結合しなかったがゆえに

南信地方では、戦前において、自然の成り行きに消極的に任せる同化、あるいは部落改善といった部落住民の生活上などにとどまっていたのではなかったか。たとえば諏訪の部落では明治期から、土地の取得に力を入れ、道路などの環境改善、諏訪神社の御柱行事、産土神の御柱行事への積極的参加、祭への寄付、学校教育への奨励、地域共同体行事等への参加（たとえば運動会、軍事援助寄付など）などを通じて、部落改善を早くからすすめている。これらを通じてある程度差別と矛盾を解消したが、そういう段階にとどまっていたのではないか。そしてこの部落からは、昭和初頭から労働党へ参加して政治運動に従事する青年が出るが水平運動は出てこない。上伊那郡のある部落でも、水平運動ではなく、昭和前期に農民運動が及んできているのも共通している傾向である。水平運動がおこらなかった問題を考えていかなければならないが、しかし近代南信地方部落史は後究をまたなければならぬ。

以上のことから、今後の課題として、次の諸点を問題にしたい。

- ①南信地方の近世部落の成立の経過と特徴を明らかにする。
- ②部落の公的任務および生業（斃牛馬処理のほか）を具体的に明らかにする。
- ③神仏信仰との結合、祭祀の実態を明らかにする。諏訪神社の役割と部落問題をも考える。
- ④さまざまな差別事象を明らかにする。
- ⑤幕藩・領主の部落関係史料の発掘。
- ⑥御館被官制度の推移と部落のかかわり。

注1一九五〇年（昭和三十五）五月から信濃史学会誌『信濃』に発表された「信州における部落史素描」の副題のついた近世部落問題の一連の論文ほか力作が多数ある。

2尾崎行也氏の、同じく『信濃』に発表された主として東信地方の部落史の論文。なお氏は最近「信濃の被差別部落」（部落解放研究所編『近世部落の史的研究』下巻所収）を発表され、信濃の近世部落史の研究史の整理と北佐久郡望月地区部落史をまとめられた。

3差別が強く行政権力の意志が町村の末端まで行き届いていた戦前の調査はかなりの信頼度があったであろう。近世の部落の分布を一九三三

南信濃地方における前近代部落史の研究

年の段階から類推するのは無理があるけれども、明治初期の調査が不明確なので便宜一九三三年の「全国調査」に拠った。明治初期の藩別調査は表3に参考としてまとめている。

4高遠藩に伝承文書があるが信頼性は低いという（塚田正朋氏御教示）。

5『長野県史近世史料編第四卷（一）南信地方』（上伊那地方）九八五頁。

6同右九九六頁。

7長野県編『長野県町村誌』南信篇。

8『上片桐村誌』三四〇頁。

9『同右』三四二―三四三頁。

10上伊那郡飯島町七久保共有「村中相談之上相定證文之事」

11『長野県史近世史料編第四卷（一）南信地方』一〇〇九頁。

12長野県史刊行会採訪写真史料（諏訪郡富士見町乙事共有文書）

13『長野県史近世史料編第三卷南信地方』五二六―五二七頁。

14訴訟文書には「駒場村」とあるが、これは「北駒場村」で、下伊那の「駒場村」ではない。

15長野県史刊行会採訪写真史料・安政五年八月「乍恐以書付奉願上候」

16長野県史刊行会採訪写真史料・安政五年「乍恐以書附奉申上候」

17岡谷市小坂共有「指上ケ申手形之事」

18長野県史刊行会採訪写真史料（整理番号3―高―村一〇六一―一）

19同右（諏訪市赤沼今井等男氏所蔵）

20・21・22同右（諏訪郡原村中新田共有・茅野市福沢共有・諏訪郡富士見町先能共有）

23『長野県史近世史料編第四卷（一）南信地方』（上伊那地方）一〇三六頁。

24同右一〇一六―一〇一七頁。

25長野県史刊行会採訪史料・安政五年八月「乍恐以書付奉願上候」

26同右採訪史料・安政五年「乍恐以書附奉申上候」

27諏訪市の部落に残された「万記録」は、この間の事情をよく示す史料である。

28東京都小林杜人氏所蔵、三・一五事件「予審終結決定謄本」

29伊那市手良における聞きとり。

（付記） この論考の素案と問題提起の内容は、一九七九年八月二十
六日の諏訪史談会における私の講演題「長野県の部落史と解放運動―
中南信地方を中心として」の中で少し触れた。この論考はその後、改め
て吟味構想して成稿を得たものである。なお、ここでは後究に残したが
下伊那郡阿智村の関係史料がある。最後に、南信地方の部落関係史料を
心よく借覽させていただいた長野県史刊行会に深く感謝申しあげたい。

（歴史学）